

ご案内

生産緑地の追加指定について

生産緑地地区は、農地の保全や農業の振興に重要な役割を果たしているほか、市民の安らぎと健康を保つオープンスペースとして、防災面では火災延焼防止や避難路・避難所として機能しています。

また、市民からも「緑と調和したまちづくり」や「残り少ない農地の計画的な保全」などが求められています。

そこで、農業関係部署では今年度も、良好に肥培管理されている農地を、生産緑地地区に指定されるよう要望しますので、追加指定を希望される方は願書を提出して下さい。

指定基準は、公園、緑地、防災拠点等は従来どおり一団で五百平方メートル以上、営農環境が向上すると認められる場合は、一団で千平方メートル以上が形成されるものとなります。

ただし、区画整理事業中の区域内農地は指定の対象とはなりません。願書受付 6月14日(月)まで 問 農業委員会事務局・農業振興課 724・2166

【幼稚園補助金(保護者補助金・就園奨励補助金)】 町田市に住民登録(外国人登録を含む)がしてあり、満3歳児、5歳児(平成10年4月2日〜平成14年4月1日生)のお子さんを幼稚園に通園させている保護者の方に補助金を支給します。 該当される方で平成16年1月1

日現在町田市に住民登録されていない方、または市外の幼稚園に通園させている方は、表1をご覧のうえ、申請して下さい。

平成16年1月1日現在町田市にお住まいでなかった方は、課税資料の添付が必要です。詳しくは、《補助金のお知らせ》をご覧ください。

申請用紙及び、《補助金のお知らせ》は、各幼稚園、子ども総務課(市役所本庁舎2階)、忠生・南・鶴川・堺・なるせ駅前・小山の各市民センター及び木曾山崎センターにあります。

平成16年1月1日現在町田市にお住まいで、市内の幼稚園(一部市外の幼稚園も含む)に既に申請書を提出された方は、今回申請する必要はありません。

補助金の支給額は、保護者の市民税所得割額によって異なりますので、《補助金のお知らせ》でご確認ください。

【幼児教育手当】 4歳児、5歳児(平成10年4月2日〜平成12年4月1日生)のお子さんをお持ちの保護者で表2のすべての条件に該当する方に手当(年額1万2000円)を支給して下さい。

申請用紙は、子ども総務課(市役所本庁舎2階)、忠生・南・鶴川・堺・なるせ駅前・小山の各市民センター及び木曾山崎センターにあります。

表1 幼稚園補助金の提出先および受付期間

9 問 子ども総務課 724・213 高齢者入院見舞金支給制度 5月31日 廃止になりました

今年度、福祉事業全般を見直した結果、介護予防や介護施設の整備事業にあてるため、入院見舞金は、5月31日をもって廃止になりました。

平成16年5月31日までに30日以上継続して入院している方は支給の対象になりますので、お早めに申請手続きをして下さい(5月31日以降に入院した場合は対象になりません)。

申請書の受付は平成17年3月31日までです。対象 町田市の老人医療受給者証、高齢受給者証または福医療証をお持ちの方で市内に1年以上居住し、本人の前年の所得が基準額以下の方(右下表参照(1月〜6月の入院分については前々年の所得))

支給額 1万円 入院日数は1つの医療機関での日数です。

平成12年3月31日以前の入院分は、7日以上入院した場合に、入院日数により見舞金を支給します。

申請に必要なもの 入院期間を確認できるもの 印鑑(認印です)。

表2 幼児教育手当の支給条件および受付期間

高齢者入院見舞金 所得基準額表

町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

【子育てのお手伝いをしてみませんか】 町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

【子育てのお手伝いをしてみませんか】 町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

町田ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての協力をしてくれる人(援助会員)との有償ボランティア活動による会員相互援助活動組織です。

2004年度 第1回 保育サポート講習会日程

【入会するには】 依頼会員は入会説明会、援助会員は入会説明会と保育サポート講習会への参加が必要です。

【保育サポート講習会】 右表の日程で行います。修了後、同センターの援助会員として登録し、援助活動をしていただきます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

町田市民ホール 6月後半の催し物

【入会するには】 依頼会員は入会説明会、援助会員は入会説明会と保育サポート講習会への参加が必要です。

【保育サポート講習会】 右表の日程で行います。修了後、同センターの援助会員として登録し、援助活動をしていただきます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

町田市民ホール 6月後半の催し物

【入会するには】 依頼会員は入会説明会、援助会員は入会説明会と保育サポート講習会への参加が必要です。

【保育サポート講習会】 右表の日程で行います。修了後、同センターの援助会員として登録し、援助活動をしていただきます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

【男女平等参画週間】 第1期町田市男女平等参画協議会において、男女平等参画に関する条例づくりに向けて、必要性も含めて盛り込むべき内容と方向性が検討され、この結果をまとめた報告書、町田市の男女平等参画に関する条例づくりに向けて、報告書は男女平等推進センターで閲覧できるほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。



都はるみ 初日は電話のみの受付です。

町田市民ホール 6月後半の催し物

ここに掲載した催し物は、一般市民の入場可能な催し物(政治団体、宗教団体等が主催するものを除く)です。1 定員になり次第入場をお断りします。2 内容等は変更する場合があります。3 6月の休館日は7、21日です。